

自主防災事業補助金について

市では、地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業の経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助金額

区単位の
自主防災組織

交付申請

補助対象経費
1/2以内で
上限50,000円

自治会単位の
自主防災組織

交付申請

補助対象経費
1/2以内で
上限30,000円

補助対象事業

注1) 補助対象は、組織の規約を有する自主防災組織に限ります。

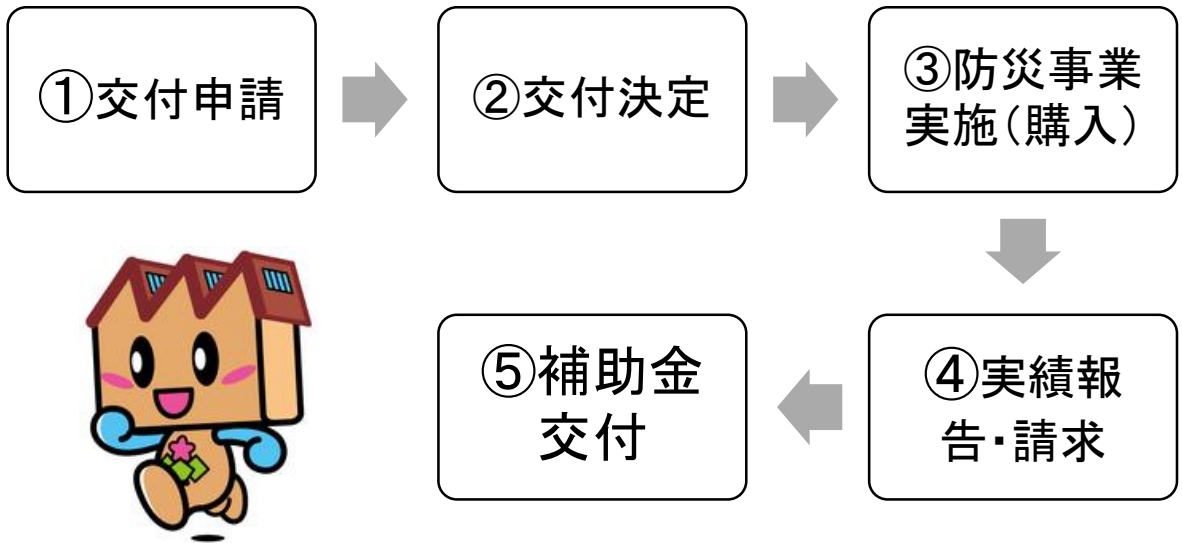
注2) 申請については、年度につき1回に限ります。

補助対象事業	補助対象経費	対象具体例
防災訓練事業	防火訓練用資機材の購入経費	担架、発電機、照明器具、リアカー、ヘルメット等の防災訓練に必要な資機材
	防火訓練用食材の購入経費	炊き出し訓練に使用する食材
	啓発品等の購入経費	防災訓練の参加者に対して配布する啓発品・パンフレット等
広報・啓蒙活動事業	各種研修会にかかる経費	研修会等における講師謝金 各種研修会への参加費、旅費等
	印刷製本費	防災マップ及び防災訓練・講演会・研修会等のチラシ及び資料の印刷費
	啓発品等の購入経費	研修会の参加者に対して配布する啓発品・パンフレット等
防災資機材等備蓄事業	防災資機材等の購入経費	自主防災組織が災害時に使用する防災資機材や備蓄食糧等(※1)

※1 バール、スコップ、強カライト、ブルーシート、防災ヘルメット、簡易トイレ、毛布、担架、発電機、投光器、土のう袋、災害用マット、寝袋、調理器具、消火器、トランシーバー、ハンドマイク、雨具、ランタン、はしご、リヤカー、感染症対策用品、備蓄食糧(アルファ米、乾パン、飲料水等)等、その他市長が必要と認めたもの。

* 備蓄食糧については、保存期間5年以上のものとし、申請から5年経過するまでの間は、備蓄食糧に係る補助金申請は行えないものとします。

補助金交付までの流れ



■申請は先着順となり、予算額を上回り次第締め切らせていただきます。お早めに事前の相談をしてください。

◇ 補助金交付までの流れの説明 ◇

① 交付申請(自主防災組織→市)

- 交付申請書(様式第1号)
- 自主防災組織の規約
- 補助対象事業の内容が分かる資料(事業計画書など)
- 見積書の写し
- その他(カタログの写しなど)

② 交付決定(市→自主防災組織)

- ※ 交付決定前に実施した事業については対象外です。
- 交付決定通知書(様式第2号)

④ 実績報告・請求(自主防災組織→市)

- 実績報告書(様式第5号)
- 事業の決算書
- 領収書(写)または支払いを証明できる書類
- 写真
- 交付請求書(様式7号)

⑤ 補助金交付(振込)(市→自主防災組織)

【問い合わせ先・申請先】

桐生市共創企画部 防災・危機管理課
電話:0277-46-1111 内線415・462・463